

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第2班	時 間	10:35~11:10
事業番号	10	所管部課名	市民部 自治振興課
事業名	コミュニティーセンター管理運営事業		
事業仕分け結果	(5) 市実施 民間委託化		
訳 内	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	—	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	—	
	(5) 市実施 民間委託	3名	
	(6) 民営化（NPO、地域団体含む）	2名	

【事業仕分け判定に係る意見】

- ・管理は地元委員会に鍵の管理程度を無償委託し、委託契約は市にて実施する。使用は地元住民に限れば使用料は不要となり徴収事務を廃止する。清掃は利用者により実施するなどの工夫が必要である。
- ・常駐職員は1日何をしているのか疑問、常駐管理は不要である。
- ・公民館で代用できるので、それで充分である。
- ・地元の要望でできた施設なら、本来地元で無償で管理運営すべきであり、維持管理、補修等足りない部分で行政が負担すべき。
- ・地域の団体等をうまく使い、指定管理としていくのが望ましい。今後、地域の団体が管理をしっかりとできるよう成長すれば、民間委託等も検討すれば良い。

事業仕分け発言要旨

コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
・コミュニティーセンターは他にもあるのか。	・この施設のみである。
・貸館以外のサービス（住民票の発行など）の提供はあるのか。	・貸館のみの提供をしている。
・公民館では貸館以外のサービス（住民票の発行など）の提供はあるのか。	・公民館併設の支所（市民センター）にて提供している。
・公民館ではなくここにだけコミュニティーセンターが必要だという根拠は。	・唐崎に自衛隊駐屯地があり、地元からの要望により整備された。整備したからには活用していく。
・平成19年度と平成20年度の施設利用者数の差の理由は。	・平成19年度については選挙が行われ、選挙投票所としての利用もあったため利用者数が増えている。

<p>・事業に沿った利用の場合は、使用料は免除されるようだが、僅かな使用料の実績があるが、どういう場合に使用料を徴収するのか。</p>	<p>・コミュニティー活動として利用する際は基本的に無償でお貸ししている。使用料が発生する場合としては、団体が実施する研修会や商工会関係者による会議、立会演説会等、僅かな利用であるが実績がある。</p>
<p>・(コーディネーター) 受け皿の存在不明の意味は。 管理運営委員会自体はあるのか。</p>	<p>・運営委員会自体は存在するが、自治会長が名前を連ねているだけ等のメンバーであり、鍵の受け渡し程度はできるが、実績報告等の事務を任せるのは難しく。管理運営ごと任せるのは無理であり、受け皿の存在は不明としている。</p>
<p>・全市民が使用可能か。</p>	<p>・地元の要望により整備された施設だが地元住民に限らず使用可能である。</p>
<p>・実際の利用者の実態は。</p>	<p>・場所的なこともあり、実質ほぼ地元住民の利用である。</p>
<p>・公民館とコミュニティーセンターはどのような使い分けがされているのか。</p>	<p>・把握していない。</p>
<p>(コーディネーター) ・受忍をしいて整備した施設が、全市的にみんな欲しいということになるのか。 ・迷惑をかけたから整備したのであれば、地元のものとしてしまったほうが正しいのではないか。コミュニティーセンターのニーズとしてNPO法人の事務局等、元々、整備の要望はある。</p>	<p>・地元の施設としてしまうと、他の地域でも欲しいとなってしまう。 ・コミュニティーセンター機能としての公民館はすべて整備されているので、これ以上の整備は検討していない。</p>